

平成 23 年 3 月 25 日
企業会計基準委員会

改正企業会計基準第 12 号

「四半期財務諸表に関する会計基準」及び

改正企業会計基準適用指針第 14 号

**「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
等の公表**

公表にあたって

企業会計基準委員会では、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」並びにこれらに関連する企業会計基準及び企業会計基準適用指針の改正について、市場関係者への意見聴取も実施した上で審議を重ねてまいりました。

今般、平成 23 年 3 月 17 日の第 221 回企業会計基準委員会において、次の企業会計基準等の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

- ・改正企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「改正会計基準第 12 号」という。）
- ・改正企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（以下「改正会計基準第 20 号」という。）
- ・改正企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（以下「改正適用指針第 4 号」という。）
- ・改正企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「改正適用指針第 14 号」という。）
- ・改正企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（以下「改正適用指針第 15 号」という。）
- ・改正企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（以下「改正適用指針第 16 号」という。）
- ・改正企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「改正適用指針第 19 号」という。）
- ・改正企業会計基準適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（以下「改正適用指針第 21 号」という。）

これらは、平成 22 年 12 月 22 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

改正された会計基準等の概要

以下の概要は、改正された会計基準等において、今般改正された主な箇所の内容を要約したものです。詳細な改正内容については、改正されたそれぞれの会計基準等をお読みください。

■ 四半期財務諸表の範囲（改正会計基準第 12 号第 5-2 項、第 6-2 項、第 19 項(20-2)、第 25 項(19-2) 及び第 36-2 項）

期首からの累計期間の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（以下合わせて「四半期財務諸表」という。）は、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書（又は四半期損益及び包括利益計算書）並びに四半期キャッシュ・フロー計算書から構成される。

ただし、第 1 四半期及び第 3 四半期においては、四半期キャッシュ・フロー計算書の作成を省略することができる。なお、この場合には、第 1 四半期より行うものとする。

また、四半期キャッシュ・フロー計算書の作成を省略した場合、期首からの累計期間に係る有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費及びのれんの償却額（負ののれんの償却額を含む。）を注記することとする。

■ 四半期財務諸表等の開示対象期間（改正会計基準第 12 号第 7 項(2)、第 7 項(3)、第 7-2 項、第 7-3 項、第 7-4 項、第 37-2 項及び第 37-3 項並びに改正適用指針第 4 号第 37-2 項）

四半期報告書に含まれる四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書（又は四半期損益及び包括利益計算書）の開示対象期間は、期首からの累計期間及び前年度における対応する期間とする。

ただし、四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書（又は四半期損益及び包括利益計算書）の開示対象期間は、期首からの累計期間及び四半期会計期間並びに前年度におけるそれぞれ対応する期間とすることができる。なお、この場合には、第 1 四半期より開示を行うものとする。

また、上記にかかわらず前年度における対応する四半期において開示を行わなかった場合で、当年度の四半期より開示するときは、前年度における対応する期間に係る開示は要しないこととする。

■ 注記事項

次の注記事項（四半期損益計算書の開示対象期間の見直しに伴うものを除く。）について簡素化する。

(1) 削除した注記事項

- ① 表示方法の変更（改正会計基準第 12 号第 19 項(5)及び第 25 項(4)並びに改正適用指針第 14 号第 36 項）
- ② 簡便的な会計処理に係る記載（改正会計基準第 12 号第 19 項(6)及び第 25 項(5)並びに改正適用指針第 14 号第 37 項）
- ③ 1 株当たり純資産額（改正会計基準第 12 号第 19 項(9)及び第 25 項(7)並びに改正適用指針第 14 号第 55 項から第 58 項）
- ④ 発行済株式総数等（改正会計基準第 12 号第 19 項(10)及び第 25 項(8)並びに改正適用指針第 14 号第 59 項から第 61 項）
- ⑤ ストック・オプション関係（改正会計基準第 12 号第 19 項(11)及び第 25 項(9)並びに改正適用指針第 14 号第 62 項）

(2) 記載内容を見直した注記事項

- ① 重要な企業結合に関する事項の項目から、当該企業結合が当年度の期首に完了したと仮定したときの影響の概算額等の記載を求めない（改正会計基準第 12 号第 19 項(17)①、第 25 項(16)①及び第 63-2 項）。
- ② 四半期会計期間の情報を四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書（又は四半期損益及び包括利益計算書）で任意開示する場合における四半期会計期間に係る注記も任意開示とする。ただし、年度内における首尾一貫性を確保する観点から、第 1 四半期より行われる（改正会計基準第 12 号第 58-3 項、第 59-2 項及び第 61-2 項）。
- ③ 企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項の例として示す事項について、次のとおり見直しを行う（改正適用指針第 14 号第 80 項、第 112 項、第 113 項、第 114 項及び第 115 項）。

(例示から削除した事項)

- 日本公認会計士協会監査委員会報告第 77 号「追加情報の注記について」で記載されている事項
- 企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」を適用したことによる四半期財務諸表への影響額に重要性がある事項
- 担保に供されている資産に関する事項

(例示内容を見直した事項)

- 貸倒引当金や減価償却累計額などで資産の控除科目として表示されていない科目の記載については、貸倒引当金のみとする。
- 子会社の決算日の変更の記載については、当該変更により四半期損益に重要な影響を及ぼす場合に記載するものとする。

- 有価証券、デリバティブ取引、金融商品の時価情報の記載については、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団においては、第1四半期及び第3四半期では開示を省略することができるものとする。なお、四半期個別財務諸表を開示する場合は企業集団を企業と読み替える。また、金融商品の時価情報の記載については、前年度末における時価と貸借対照表計上額との差額と当該四半期会計期間末における時価と四半期貸借対照表計上額との差額の双方の重要性も加味して開示の判断を行うことが考えられる。

これに伴い、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の見直しを行った（改正適用指針第14号第112項及び第113項並びに改正適用指針第19号第40項）。

(3) 関連する会計基準等での注記事項の見直し

企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項の例として、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第80項に掲げられている項目を見直すことに合わせて、四半期財務諸表における注記事項を掲げている「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」、「リース取引に関する会計基準の適用指針」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」について見直しを行った（改正適用指針第14号第115項、改正会計基準第20号第32項、改正適用指針第15号第13項、改正適用指針第16号第84項及び第85項並びに改正適用指針21号第30項）。

■ 適用時期（改正会計基準第12号第28-10項）

平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の第1四半期会計期間から適用する。

以 上